

【論 文】

## 本所・深川の町と年貢・公役の負担

高山慶子\*

### 目次

- はじめに
- 1 本所・深川の成立
  - 2 明暦の大火以前の開発地
  - 3 明暦の大火以降の開発地
    - (1) 本所の造成地
    - (2) 深川の造成地
  - 4 本所・深川の町屋と年貢地
- おわりに

キーワード 本所 深川 年貢 公役 明暦の大火 江戸 町奉行  
代官 本所奉行 本所方

### はじめに

江戸の東部に位置する本所・深川は、長い歴史の過程において、その大部分が遠浅の海であった。天正18年（1590）に徳川家康が江戸に入ると、広大な干潟・湿地の開発が行われて本所・深川が誕生したが、これらの地域には多くの町屋が建ち並び、のちに町奉行の支配が及んだことはよく知られている。本稿は、本所・深川に成立した町が、徳川幕府に対していかなる負担をつとめたのかに着目し、それぞれの町の負担と開発の歴史との関係を検証することによって、同地域に対する幕府支配のあり方を明らかにしようとするものである。

本所・深川の開発の歴史は、主に自治体史編纂の過程で明らかにされてきた。本稿の第1節<sup>1)</sup>には、これらの成果に基づく開発の過程をまとめたが、本所・深川の開発のあり方は、明暦3年（1657）の江戸大火を契機として大きく変化した。大火以前の本所・深川には、家康の江戸入り前から存在した古い村、及び家康の入府後に江戸に集まってきた者が開発した村が存在す

---

\*当館講師

るばかりであったが、大火以降は幕府による大規模な開発が実施され、万治・寛文期（1658-1661・1661-1673）は本所奉行、元禄期（1688-1704）は代官の伊奈氏などが、本所・深川<sup>2)</sup>の開発を主導したのである。しかし従来の自治体史では、開発の歴史と町の負担との関係を検証する作業は、十分には行われてこなかったと考える。

幕府への負担のあり方について、例えば『深川区史』では「正徳三年他の江戸廻りと共に、区内〔深川区（引用者注、以下同）〕の大部分が町並地と決定せられてからは、江戸並に公役を負担する事は云ふ迄もなく、年貢地としても江戸古町と同様の取扱いを受けること、な（後略）」（132頁）と述べられている。町並地とは、年貢の負担については代官、人別などについては町奉行の支配を受けたとされる町であり、深川には代官と町奉行の両支配を受けた町が存在したことはよく知られている<sup>3)</sup>。しかし江戸における公役とは、土地にかかる年貢が免除された上で、町に賦課された人足の負担であり、江戸の周辺で年貢と公役の両方を負担した町あるいは村の事例は報告されていない。『深川区史』の叙述が成立するならば、江戸における公役の定義を再検討しなければならないが、同書には「区内〔深川区〕の地は代官支配をも残してゐたので、公役小間割の賦課は全般には互らなかつたと思はれる」（173頁）とも記されており、公役に関する記述は判然としない。後に刊行された『江東区史』（1957年）においても、公役は町奉行の支配下にある町屋に賦課されたとのみ記され、最新の『江東区史』（1997年）では公役についての言及がなされていない。一方の本所については、『墨田区史』（1959年）において「本区〔墨田区〕をふくむ葛西一円は幕府の直轄地すなわち天領であって、関東郡代伊奈氏の支配下にあった」（185頁）として、同地域は年貢地であったとされる一方で、『墨田区史』（1978年）には「地子銀〔年貢〕免除の町々は公役を負担した」（369頁）と記されている。しかし、いかなる土地が年貢を免除されたのかは検討されておらず、年貢と公役の関係は明らかにされていない。

以上の自治体史に対して、江戸の町の成立と幕府への負担のあり方との関係を検証した三浦俊明氏は、深川宮川町が公役を負担したことに着目し、町奉行支配に組み込まれた代官・寺社支配地には、公役が賦課されたとする仮説を提示した<sup>6)</sup>。この仮説は、江戸の町が年貢を免除された上で伝馬役・国役・公役を負担したことを前提としており、町方の拡大が及んだ本所・深川などの地域が、江戸の町と同じ負担の体系に統一されたことを示唆している<sup>7)</sup>。しかし三浦氏の説は、深川の一つの町の事例のみを根拠としており、ほかの町が公役を負担したのかどうかは検討されていない。また、本所・深川に年貢を負担する町（町並地）が存在したことも考慮されておらず、年貢と公役との関係が説明されていない。

江戸の町による幕府への負担については、その後も主に日本橋付近の町方中心部の分析が進められ、伝馬役・国役・公役と町人身分との関係や、これらの諸役を負担する町の実態などが検討された<sup>8)</sup>。しかし、本所・深川などのように後年に町方社会に組み込まれた地域に対して、幕府がいかなる負担を賦課し、いかにして支配を行ったのかについては本格的な分析が行われ

ず、江戸の拡大という社会の変化に対する幕府の対応は、十分な検討がなされるには至っていないと考える。

以上のように、本所・深川の町による幕府への負担のあり方については、不明な点が多いのであるが、町奉行支配の拡大過程についても、先にみた『深川区史』などには、深川の町の多くは正徳3年（1713）に町奉行支配になった（「町並地と決定」とされているのに対して、幸田成友氏や南和男氏などの研究では、同様の点が指摘されながら、本所・深川の町は享保4年（1719）に町奉行支配になったとも述べられている<sup>9)</sup>。本所・深川の町奉行支配への編入年代を享保4年とする説は、万治3年（1660）以来、本所の開発を担当した本所奉行が、享保4年に廃止されたことによって、町の支配が本所奉行から町奉行に移管されたとする理解に基づくものであり、本所の自治体史、及び多くの論文や著書もこの見解に従っている<sup>10)</sup>。しかし従来の研究では、享保4年まで本所奉行が町の支配を行ったことは実証されておらず、本所奉行の廃止にともなって本所の町が町奉行支配になったとする論証は再検討を要すると考える。

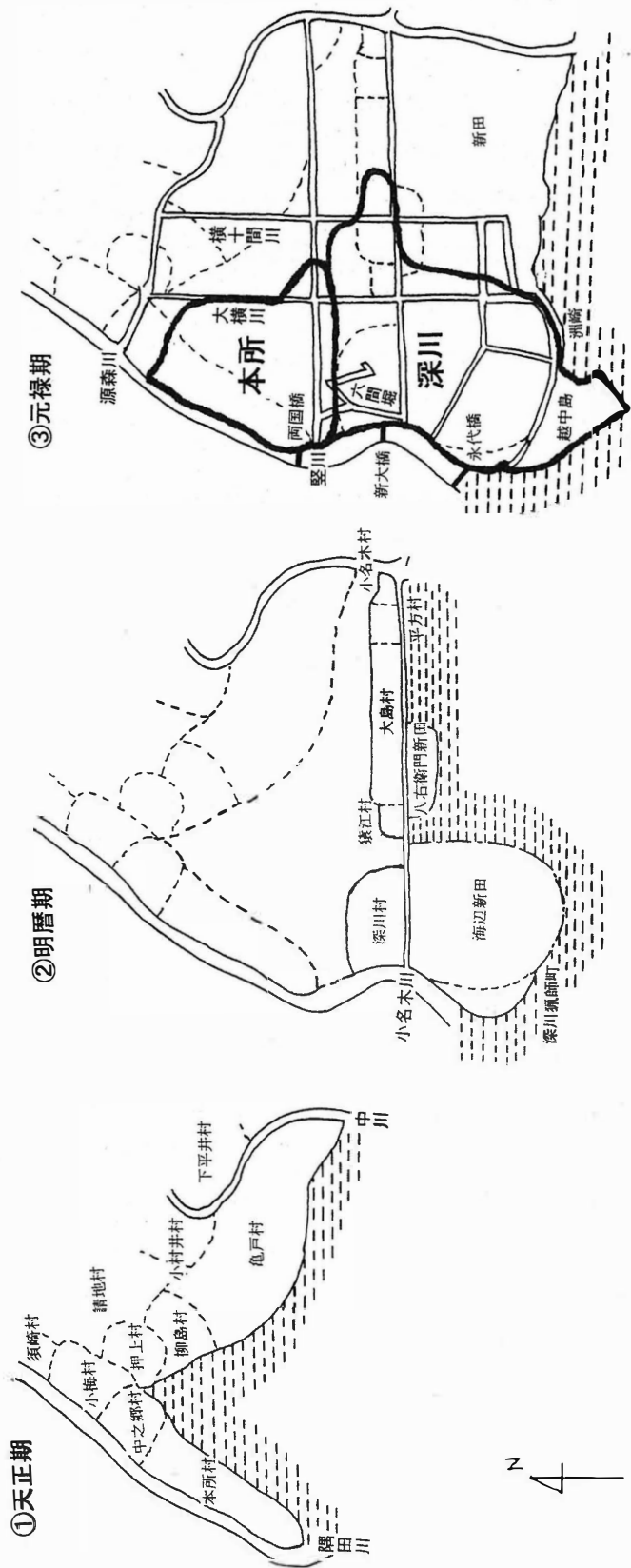
そこで本稿では、本所・深川においていかなる町が年貢・公役を負担したのか、及びこれらの町がいつ頃町奉行支配になったのかを、開発の歴史との関係に着目して検討する。分析に際しては、まず第1節において本所・深川の開発の歴史を把握した上で、第2節では明暦の大火以前の開発地、第3節では大火以降の開発地における、町の年貢・公役負担と町奉行支配への編入のあり方を検証する。そして第4節では、年貢地・町屋・拝領屋敷などの土地利用のあり方に応じて色分けされた「(本所深川絵図)」<sup>11)</sup>から、本所・深川の町屋と年貢地との関係を検討する。

## 1 本所・深川の成立

本所・深川とは、隅田川以東の一定の広がりをもつ地域の呼称である。文政期（1818-1830）に成立した幕府編纂の地誌である『御府内備考』<sup>12)</sup>では、隅田川以東の地域は深川・本所・中之郷・小梅・柳島・亀戸に分けられており、これらの中で本所と深川に属する町の分布地域が、本所・深川の範囲を示す一つの指標になると考えられる。〔図1〕は、19世紀初頭に幕府が編纂した地誌である『新編武蔵風土記稿』<sup>13)</sup>に記された、各村の東西・南北の長さ、及び四至を接する村名などの情報を、錯綜して存在した飛地などを捨象した上で、明治13年（1880）頃の参謀本部測量局作成の「迅速測図」<sup>14)</sup>に落とし込んだ、①天正期（1573-1592）・②明暦期（1655-1658）・③元禄期の本所・深川周辺の推定概要図である。『御府内備考』に基づく本所・深川の範囲は、おおよそ〔図1〕の③の太線内である<sup>15)</sup>。本節では、①から③に至るまでの本所・深川の開発過程を検証する<sup>16)</sup>。

天正18年に徳川家康が江戸に入った頃、本所・深川の大部分は干潟・湿地であった。〔図1〕の①には、家康の江戸入りの頃に存在したと考えられる村を示したが、須崎村・小梅村・請地

〔図1〕本所・深川の推定概要図



出典：『新編武蔵風土記稿』雄山閣版第1巻、368-386頁、第2巻1-72頁、「迅速測図」（『明治前期・昭和前期東京都市地図』一）  
 (注1) ②の海辺新田は、図示した範囲一面が新田であったのではなく、早くから開墾可能であった微高地が点在した分布域を示したものである。  
 (注2) ③の太線内は、『御府内備考』雄山閣版第5・6巻において、本所・深川に属する町の分布域を示したものである。

村・小村井村は西葛西領の本田地域に属した。「領」とは、武蔵国において郡制にとらわれずに設定された地域の単位であり、『新編武蔵風土記稿』が成立した頃には2801村〔武蔵国村数の90.2%〕が82の領に属したとされている<sup>17)</sup>。西葛西領は、隅田川と中川にはさまれた葛飾郡の村々で構成され、北部が本田地域、南部が新田地域である。須崎村と小梅村は「当所〔中之郷〕及び小梅・須崎・押上の四村を古は総名牛島と称せし由云ひ伝ふれば、小田原役帳に富永弥四郎知行百五十貫文、江戸牛島四ヶ村と載するもの此四村なるべし」(中之郷村)とあるように、古くは牛島に属したことが知られる。これらの村と小村井村は、永禄2年(1559)には後北条氏の家人である富永弥四郎と遠山丹波守の領地であったことが確認でき、本田地域に属する村は、家康の江戸入り以前から存在した古い村であったと考えられる。

一方、押上村・中之郷村・本所村・柳島村・亀戸村は、西葛西領の新田地域に属した。先にみた通り、押上村と中之郷村は「江戸牛島四ヶ村」に属したことを考慮に入れるならば、牛島は本田地域〔小梅村・須崎村〕と新田地域〔押上村・中之郷村〕に分かれたことになる。本田地域の須崎村について「須崎村元は洲崎と書す、正保改定国図にも洲崎に作る、古此辺入海なりし時の洲さきの地なり」とあるように、かつては同村辺りが隅田川の河口であり、亀戸村・柳島村・本所村などは「往古当所は海中の孤島」(亀戸村)などとある通り、当初は島として存在したと考えられる。中之郷村については、同村の名主が「天正年中より、当所〔中之郷村〕ニ土着」したとする由來が伝えられており<sup>19)</sup>、①の新田地域に属する村は、家康の江戸入り前後の比較的早い時期に成立したと推定される。隅田川左岸には自然堤防や砂洲が発達していたが、①の村はこうした微高地に位置したことによって、早くから人々の定住地になったと考えられる。

江戸に入った家康が、下総国の行徳で生産される塩を江戸城へ運ぶために、小名木川の開削にいち早く着手したことはよく知られているが、この開削に前後して〔図1〕の②に示した小名木川沿いの村が開発された。②の村は西葛西領新田地域に属したが、これらの村の成立年代と開発人をまとめたものが〔表1〕である。天正期に小名木村を開発したとされる小名木四郎兵衛の出身地は不明であるが、深川村の6名の開発人は摂津国、平方村の開発人は河内国出身であることが知られる。また、深川獵師町の8名の開発人については、相川新兵衛は土佐国、熊井理左衛門は紀伊国、そして福嶋助十郎は富吉(国不明)の出身であったことが判明している<sup>21)</sup>。そして八右衛門新田については、武蔵国の百姓源左衛門の子である八右衛門が、寛永期(1624-1644)に開発を行ったと伝えられている。また開発人のほかにも、延宝5年(1677)頃の深川獵師町には摂津国出身者が存在したことが確認され<sup>22)</sup>、大島村には成立当初から太田六右衛門と田中七右衛門が居住したが、両者は近江国出身の鑄物師であり、寛永17年(1640)に江戸に出てきた当初は芝に居住したが、同所が増上寺に囲い込まれたことによって大島村に移住したことが知られる<sup>23)</sup>。

以上の通り、②の小名木川沿いの村は、慶長期(1596-1615)には摂津国や河内国、寛永期以

〔表1〕小名木川沿いの村の開発概要

村	成立年代		開発人	出身地
小名木村	天正期	1573-1592	小名木四郎兵衛	
深川村	慶長1	1596	深川八郎右衛門 今西甚兵衛 金子佐右衛門 作右衛門 (野口次郎左衛門) (野口平右衛門)	摂津国 摂津国 摂津国 摂津国 摂津国 摂津国
海辺新田	慶長1	1596	(野口次郎左衛門)	(摂津国)
平方村	慶長期	1596-1615	—	河内国枚方
深川獵師町	寛永6	1629	大館弥兵衛 福地次郎兵衛 松本藤右衛門 相川新兵衛 熊井理左衛門 福嶋助十郎 諸彦左衛門 斎藤助右衛門	土佐国土佐郡相川 紀伊国 富吉(国不明)
八右衛門新田	寛永期	1624-1644	八右衛門	武蔵国足立郡大門宿
猿江村	(明暦3)	(1657)		
大島村	(明暦3)	(1657)		

出典

- ・小名木村・平方村・八右衛門新田・猿江村・大島村：『新編武蔵風土記稿』雄山閣版第2巻
- ・深川村・海辺新田：『深川町方書上』十五・十八（国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、マイクロフィルム版第4集97・98リール）
- ・深川獵師町：『寛永録』巻、5頁
- ・相川新兵衛：『(系図)』（個人蔵）
- ・熊井理左衛門：『御府内備考』雄山閣版第5巻、82-83頁

降は上記の国のほかにも土佐国・紀伊国・武蔵国・近江国などの様々な地域から江戸に集まってきた者が、開発・居住したことが指摘できる。

なお②の海辺新田は、『新編武蔵風土記稿』に東西13町・南北15町と記されていることなどに基づいて図示したが、実際には「往昔は海岸の茅野又は沼地なりしを、慶長元年〔1596〕より開発せりと云、始は今の大工町の辺及び所々にて纒つゝ開きし地なれば、悉く散在せしと、されと共に海浜に辺するを以て、直ちに海辺新田と唱ふ」とある通り、海辺新田は広大な新田ではなく、②の図は早くから開発可能であった微高地が点在する範囲を示したものである。正保期（1644-1648）の絵図などにも「海辺新田宝六島」と記されており、開発地が島のように存在したことが窺える。そのため、②の海辺新田の範囲内には、「寛永四卯年〔1627〕中（中略）八幡宮惣境内京間六万五百八坪、別当永代寺拝領被仰付（中略）、往古右場所之儀者海辺=続葎草生シ干潟之場所之由、申伝=御座候」と記録されている永代寺の八幡宮境内地や、「往古深川海面=而、追々寄洲出来、寛永之頃者地高之場所=相成候=付、本材木町・三十間堀・神田辺材木間屋共、木置場=被下置」と伝えられている材木置き場なども含まれている<sup>24)</sup>。また正保期の絵図では、「海辺新田宝六島」は②の場所よりも東側に記されており、海辺新田と呼ばれた場所は②に図示した範囲を超えて広く分散していたと推定される<sup>25)</sup>。

このように、17世紀前半頃の本所・深川周辺は、全国各地から集まってきた者によって小名木川沿いの村が開発されるか、一部の干潟が寺社の境内地や材木置き場として利用された以外は、依然として大部分が水地であったと考えられる。しかし明暦3年に、明暦の大火（振袖火事）と呼ばれる火災が江戸で発生すると、この状況は一変した。明暦の大火は江戸の大部分を焼き尽くし、10万人の死者を出したとも伝えられているが、この火災を契機として、幕府が本格的な本所の開発に乗り出したのである。<sup>26)</sup>

「万治二亥年初而本所御取立<sup>27)</sup>」と記録されている通り、幕府は大火の2年後となる万治2年（1659）に本所の開発に着手し、同3年3月25日には、書院番の徳山五兵衛重政と山崎四郎左衛門重政を「両御番〔書院番・小姓番〕出役」として本所奉行に任命した。本所奉行の職務は、「本所の邸宅をわかちさだめ、あるいは道路をひらき、堀割をつくることを奉行す」（徳山）、<sup>28)</sup>「本所諸士の宅地割をよび堀浚の奉行を勤む」（山崎）とあるように、<sup>29)</sup>武家屋敷の区画整理や道路・堀割の開発を管掌することであり、この開発では主に武家地の造成に主眼が置かれたことが窺える。記録には「豎川・横川・拾間川・六間堀新規御掘立、右上ケ土を以、本所中地形築立御普請出来」とあり、開発に際しては豎川・大横川（「横川」）・横十間川（「拾間川」）・六間堀が開削され（〔図1〕の③参照<sup>30)</sup>）、この堀割開削の浚渫土砂によって、屋敷地が造成された。寛文元年（1661）9月には、「本所築地出来付而、雅楽頭〔酒井忠清（翻刻者注）〕・豊後守〔阿部忠秋〕・美濃守〔稲葉正則〕相越之」とあるように、おおよその築地工事が完了し、3名の老中が本所の視察に訪れた。<sup>31)</sup>

しかし、天和2年（1682）3月14日には「本所に宅地ある輩、常に水患をくるしむよし聞ゆれば、府に転換せん事をのぞまば、ゆるさるべき旨令せらる<sup>32)</sup>」とあり、造成地は度重なる水害に悩まされ、本所に屋敷地を有する武士は、江戸の別の場所への転居が許されたことが判明する。このときの移転については、後の記録に「天和二年ヲ始ニテ、貞享元年〔1684〕ニ至リ、本所奉行（享保四年欠役トナレリ）庄田小左衛門〔安利〕、長谷川五左衛門〔勝知〕等、命ヲ奉シテ武家・市塵ヲ併セ、悉ク廢シテ御用地ニ収公セリ」とあるように、武士の屋敷地をはじめとする本所の土地は、本所奉行の庄田と長谷川の手によって収公されたことが知られる。<sup>33)</sup>そして天和3年（1683）12月25日以降、庄田と長谷川の後任の本所奉行はしばらく置かれなかったことも確認され、<sup>34)</sup>この時期には本所の開発は中断し、多くの者が本所から立ち退いたと考えられる。人びとが再び本所に居住するようになったのは、「元禄元辰年、御普請奉行中坊長兵衛様・奥田八郎右衛門様御懸りニ而、古来之通又々武家屋鋪・町屋等追々御割渡ニ相成（中略）、元禄六酉年又々本所御奉行藤堂勝兵衛様・多賀又四郎様被仰付」とある通り、普請奉行による屋敷地の割渡、及び本所奉行の再設置がなされた元禄期である。

元禄11年（1698）6月23日には、幕府は代官の伊奈半左衛門忠順と書院番の深津八郎右衛門正国を「深川築地御普請奉行」に任命し、②の海辺新田の中に残されていた水地の開発を行った。<sup>35)</sup>このときの開発では、新たな材木置き場（「永代島築地六万坪」）や洲崎（「深川八幡表海

手へ一万坪)が造成されたが、前者については「水地=而、町人共自力=難及由申立、上地=仕候<sup>36)</sup>」と記録されており、町人たちの手には負えない大規模な開発が、幕府によって行われたことが知られる。以上のほかにも、深川獺師町の佐賀町付近を流れる「甘間川」(仙台堀、上之橋付近)の堀替や、「十間川」(中之橋)・「十五間川」(下之橋)の堀の拡幅なども行われた<sup>37)</sup>。

なお③の南端に位置する越中島は、「往古島=有之、其節乍恐久能山惣御門番御勤被遊候榊原越中守様御武士地御拝借之御屋敷」とあるように、当初は正保3年(1646)から元禄14年(1701)まで久能総門番を勤めた榊原照清の屋敷地が存在する島であった<sup>38)</sup>。高波被害のために屋敷地は上地となったが、「元禄年中大川落口、上総濠縁通り埋り出水之節、吐方不宜候由=而、御浚御用被仰付、右浚土ヲ以、榊原越中守様御上地跡え土捨場=相成、右浚土=而、地高=相成原地=而有之候処、(中略)正徳元卯年、右原地之場所、御家人様方四拾三人之御拝領町屋敷=被仰付」とある通り、越中島は元禄期の隅田川河口の浚渫土砂による埋立によって、人々の居住が再び可能になったことが知られる。また③の新田については、「又兵衛新田は、小名木村の民又兵衛といへるもの開発せし」、「荻新田は、村民荻某と云者の開発なり」などとあるように、主に周辺の村の者によって開発されたが、「元禄年中改定図<sup>39)</sup>」には、治兵衛新田・久左衛門新田・大塚新田・砂村新田・中田新田・八郎右衛門新田・太郎兵衛新田・又兵衛新田・荻新田・亀高村が描かれており、大半の新田が元禄期には開発されたことが確認できる。元禄期以降に開発された新田は、平井新田、毛利新田、石小田新田、そして千田新田のみである。

以上の通り、家康の江戸入り当時は大部分が干潟・湿地であった本所・深川は、明暦の大火を契機とする幕府の大規模な開発を経て、最終的には元禄期に、一部の新田地域を除いてほぼ〔図1〕の③の形になった。

## 2 明暦の大火以前の開発地

天正18年に後北条氏が豊臣秀吉との戦いに敗れると、それまで後北条氏が領有した関東諸国の村では秀吉による検地(太閤検地)<sup>40)</sup>が行われた。同年から翌19年(1591)には、下総国や武蔵国で検地が実施されたことが確認されており、〔図1〕の①の中で西葛西領本田地域に属する村も太閤検地を受けたと考えられる。慶長9年(1604)には、武蔵・相模・三河・遠江・越後・和泉国などの徳川幕府の領地(幕領)において、「辰之御縄」と呼ばれる検地が行われた<sup>42)</sup>が、①の小村井村は同年に代官の伊奈忠次から年貢割付状を発給されたことが確認できる<sup>43)</sup>。以上より①の本田地域の村では、天正期に太閤検地、慶長期には徳川幕府による検地が実施されたと考えられる。

①・②の新田地域の村については、「寛永元子年より南北本所村之御年貢御割付所持仕候<sup>44)</sup>」とあるように、寛永元年(1624)には本所村に年貢割付状が発給されたことが知られる。本所村以外では同時期の検地の実施を裏付ける史料は確認されていないが、①の村、及び②の中で



〔表2〕明暦の大火以前に成立した村の石高

村	(慶安2-3) (1649-1650)	(元禄15) (1702)	天保期 1830-1844
	石斗升合	石斗升合	石斗升合
小村井村	364 7 9 3	514 6 8 4	514 6 8 4
請地村	401 3 1 1	479 7 8 6.6	479 7 8 6.6
須崎村	280 2 3 5	198 8 2	210 3
押上村	175 6 3 1	154 3 3 8	192 5 6 7
① A 小梅村	280 2 3 5	172 9 9 8	217 1 2 7
B 柳島村	576 9 1	200 3 8 3	284 7 7
C 亀戸村	2329 3 8 3	1254 9 3	1386 2 3 7
D 中之郷村	1018 9 3 3	434 7 7 5	477 8 8
E 本所村(北本所村)	904 3 9 9	262 8 9 8	232 2 4 1
F 本所村(南本所村)		292 6 2	271 8 6 8
G 深川村	1095 4 6	680 5 4	640 5 8
H 海辺新田	1260 8 7	683 2 5 3	558 3 7 9.78
I 深川御師町		134 9 4	142 6 9
J 八右衛門新田		372 2 3 6	294 9 6.1
K 猿江村		158 1 7	105 1 6 7.2
L 大島村		265 9 7 6	271 3 9 7
		114 7 3 9	114 9 9 8
		126 7 9 8	160 7 2

〔表2〕出典

- ・(慶安2-3)：『武蔵田園簿』(近藤出版社、1977年、223-224頁)
- ・元禄期：「(元禄郷帳)」「(天保郷帳(二)附元禄郷帳)内閣文庫所蔵史籍叢刊第56巻、汲古書院、1984年、551-552頁)
- ・天保期：「(天保郷帳)」「(天保郷帳(一)内閣文庫所蔵史籍叢刊第55巻、224頁)
- (注1) 深川御師町の元禄10年の石高は143石7斗4升4合、同15年の石高は134石9斗4升1合であることから(『寛永録』巻、63頁)、元禄期の年代を同15年とした。
- (注2) 表中の①・②は、〔図1〕の①・②で示した村に対応する。
- (注3) 表中のA～Lの記号は作成者が便宜上付したもので、〔表3〕の記号と対応関係にある。

〔表3〕出典

- ・町名：『御府内備考』雄山閣版第5・6巻
- ・石高：『新編武蔵風土記稿』雄山閣版第2巻
- ・深川御師町の石高：『寛永録』巻、75頁
- (注1) 代地の町名記載は省略したが、石高の小計には代地町の分も含まれている。
- (注2) 『新編武蔵風土記稿』は文化7年(1810)に編纂が始まり、文政11年(1828)に稿本が完成したことから、同書に記された石高の年代を文政期とした。
- (注3) 深川御師町の石高は「文政元寅年より当高〔嘉永期頃〕」として記された石高である。
- (注4) 中之郷の各町と上・下大島町の文政期の石高は不明である。
- (注5) 表中の①・②は、〔図1〕の①・②で示した村に対応する。
- (注6) 表中のA～Lの記号は、〔表2〕のA～Lに対応する。

〔表3〕表2の村内に成立した町

村	文政期 1818-1830
	石斗升合
A (小梅)瓦町 小梅五之橋町	24 3 7 3.5
B 柳島町 柳島裏町 柳島境町 柳島横川町 柳島出町	27 8 9 5
C 亀戸町 亀戸清水町 亀戸境町	55 6 2 6
① D (中之郷)原庭町 (中之郷)竹町 (中之郷)元町 (中之郷)瓦町 (中之郷)八軒町 中之郷五ノ橋町 中之郷横川町	
E 北本所表町 北本所荒井町 北本所番場町 北本所出村町	93 2 4 8
F 南本所元町 南本所元町御用屋敷 南本所横網町 南本所石原町 南本所外手町 南本所番場町 南本所荒井町 南本所瓦町 南本所瓦町 南本所出村町	126 3 6
G (深川)元町 (深川)御船蔵前町 (深川)森下町 (深川)三間町 (深川)北松代町1-4丁目 (深川)北松代町裏町 (深川)扇橋町 (深川)六間堀町 (深川)常盤町1-3丁目 (深川)富川町 (深川)東町 (深川)西町 (深川)猿江裏町 (深川)古元町 (深川)南松代町	274 1 6
② H (深川)蛤町 (深川)海辺大工町 (深川)海辺大工町裏町	69 6 9 6
I (深川)佐賀町 (深川)熊井町 (深川)相川町 (深川)清住町 (深川)富吉町 (深川)諸町 (深川)大島町 (深川)黒江町	138 4 5
J (深川)源左衛門屋敷	1 2
K (深川)猿江町	25 3 7 7.42
L (深川)上大島町 (深川)下大島町	

慶長元年に開発された深川村と海辺新田は、慶安2-3年（1649-1650）頃に作成された『武蔵田園簿』に、「伊奈半十郎御代官所」として〔表2〕に示した村高が記されている<sup>45)</sup>。新田地域の中でも早い段階に開発された村は、寛永期から慶安期（1648-1652）までには検地を受けたと指摘できる。

「寛文十戌年、獵師町、伊奈半十郎様より本家御縄入=相成、七月廿五日御検地<sup>46)</sup>」とある通り、寛文10年（1670）には、深川獵師町において代官の伊奈忠常による検地が行われた。「寛永六巳年中、深川海手潮除堤之外干潟之处、町場=取立申度旨、御代官伊奈半十郎様え願出」とあり、深川獵師町は寛永6年（1629）の成立当初から代官伊奈氏の支配を受けたが、「壹ヶ月三度宛、きす・ふつこ・せいご等之御菜御肴差上、其外臨時御肴蛸蛤御用被仰付相勤、川筋<sup>(欠字)</sup>御成之節、御賦御道具積送、御役船御用次第差出候=付、右地所無年貢=有之<sup>47)</sup>」とあるように、魚介類の上納や役船の負担が義務付けられたことによって、寛文10年までは土地にかかる年貢が免除されたことが知られる。同年の検地に関する記録が確認できるのは、深川獵師町のほかには中之郷村のみであるが、寛文期の関東地方の幕領では総検地が行われたことを考慮に入れるならば、当該期の①・②の村では検地が実施されたと考えられる。

関東地方では元禄期にも幕領の総検地が行われたが、『新編武蔵風土記稿』では「古より御料にして、検地は元禄十年〔1697〕酒井河内守〔忠拳〕糺し」（小梅村）などあるように、①・②の各村において検地が実施されたことが確認できる<sup>49)</sup>。元禄期の総検地は近隣の大名の指揮下で行われたが、上野国前橋藩主の酒井忠拳は武蔵国葛飾郡の検地を担当した。なお享保17年（1732）には、見取場・新田の検地が実施されており<sup>50)</sup>、①・②の村高は元禄期以降も若干の変動を示したが、〔表2〕では、天保期（1830-1844）の小村井村と請地村が、元禄期の村高を踏襲したことが確認できる。『新編武蔵風土記稿』などでは、寛文期以前に検地が行われたことはほとんど記されておらず、元禄期の検地に関する記録が多く残されていることも考え合わせるならば、①・②の基本的な村高は、元禄期に決定されたと考えられる。

以上の通り、明暦の大火以前に成立した①・②の村は、早くから代官伊奈氏の支配を受け、天正期～慶長期、寛永期～慶安期、寛文期、そして元禄期に、検地が行われたと考えられることが判明した。しかし①・②の村は、これらの時期を通して一様に田畑の広がる村として存在したわけではなかった。

「万治二亥年中、本所一円御武家屋敷=相成候=付、北本所邨之内、田畑御用地=被召上、居屋敷而已=而農業難相成候=付、寛文九酉年中、伊奈半左衛門〔忠常〕様=其段申上候処、右居屋鋪之分、町屋=取建、商売致暮方仕候様被仰渡、其砌より町屋=御座候」（北本所表町）と記録されている通り、万治2年に本所開発が始まると、①・②の村に存在した田畑は幕府に召し上げられ、武家屋敷にされたことが知られる。「当村〔柳島村〕の飛地五ヶ所にあり」、「〔亀戸村の〕飛地数ヶ所あり」などあるように、このときに収公された田畑の一部は大横川以東などに代地が与えられたが<sup>51)</sup>、〔表2〕の村高をみると、小村井村と請地村を除いた村では、慶安2-3

年と比較して元禄期の村高は大幅に減少しており、この時期の本所開発では、収公されたすべての田畑に対して代地が与えられたわけではなかったことが窺える。そのため、田畑から切り離された村の者たちは、農業で生計を立てることができなくなり、寛文9年（1669）には、代官伊奈忠常の許可を得て商売を始めたとある。村の「居屋敷」が「町屋」に取り立てられたとは、このように屋敷地に住む人びとが、支配代官の許可を受けて商売を営むようになったことを意味すると考えられる。後の天和2年に本所の造成地に居住した武士が、水害のために本所から他所へ移転することが決まった際に、造成地の町人が替地を願い出た書付には「度々大風満水<sup>(欠字)</sup>而町中困窮仕、渡世をも送兼罷在候処、弥御旗本衆・御扶持人衆御屋敷替被<sup>(欠字)</sup>仰付候故、諸商売之儀者不及申上、借屋店借等迄住所可仕様<sup>(欠字)</sup>無御座、町人共難儀仕候」（徳右衛門町二丁目）とあるように、武士の転居によって町人たちの商売が立ちゆかなくなると記されており、本所には近辺に居住する武士を相手に商売を営む者が存在したことが窺える。この点を念頭に置くならば、①・②の村に成立した町屋の中にも、新たに居を構えた周辺の武士を相手に商売を始めた者が存在したであろうことが想定できる。

ほかの村においても、「寛文九酉年中、本所田畑一円町屋<sup>(欠字)</sup>相成候砌、当所〔柳島町〕<sup>(欠字)</sup>町家作取立、商売仕罷在候」（柳島町）、「寛文之頃、深川町方起発之砌」（深川元町）などと記されており、寛文期に町屋が増加したことが知られる。寛文10年に検地が行われた深川獵師町についても、名主たちが屋敷改に宛てた元禄15年（1702）9月付けの口上書に、「御年貢之儀も所起立より四拾年余相納不申、当所繁昌<sup>(欠字)</sup>付、三十三年已前〔寛文10年〕より町並御年貢上納仕候」とある<sup>52)</sup>。「当所」が「繁昌」したことについては「追々住居人相増候」（熊井町）とする記録も確認され、深川獵師町においても寛文期に人口が増加した状況をよみとることができる。以上より①・②の村では、寛文期以降に町屋が増加し、商売がさかんに行われるようになったと考えられる。

以上の変化にもかかわらず、これらの村に成立した町屋は「町並御年貢諸役等相勤来候」（南本所元町）、「御年貢町屋敷」（亀戸町）などとあるように、年貢を負担することに変わりはない。「元禄八亥年、酒井河内守〔忠挙〕様御検地入、同十丑年十二月御水帳載相済」（中之郷元町）とある通り、村内の町屋も検地の対象とされたのである。但し、「貞享五辰年四月廿八日、御年貢町屋鋪永代売御免」（熊井町）などとあるように、深川獵師町では貞享5年（1688）、北本所・中之郷・亀戸・柳島・小梅などの町では元禄10年に、年貢地である町屋の売買が公認されたことが確認できる。①・②の村内の町屋は、年貢の負担、及びそれに伴う代官支配が行われた点を除けば、元禄期には「諸事町屋鋪並之場所」である町並屋敷になったことが知られる<sup>53)</sup>。

こうして成立した年貢を負担する町屋の多くは、「深川・本所・浅草・小石川・牛込・市谷・四谷・赤坂・麻布辺、御代官所御支配之内、町と名之付候所之分、此度町御奉行所御支配<sup>(欠字)</sup>被仰付候<sup>54)</sup>」とある通り、正徳3年に町奉行支配となった。〔表3〕は、〔表2〕で示した村の中

に成立した町を『御府内備考』から抽出したものである。これらの中で、猿江町と上・下大島町が宝永3年（1706）、南本所元町御用屋敷が享保4年、そして源左衛門屋敷が延享4年（1747）に町奉行支配になったことを除くすべての町は、正徳3年に町奉行支配となったことが『御府内備考』で確認できる<sup>55)</sup>。このときの町奉行支配の拡大に際して、幕府は代官に「御年貢等を始、すへて地方にかゝり候事ともハ、其所之御代官支配たるへし、町方仕置の事におゐてハ、町奉行より支配たるへきよし<sup>56)</sup>と申し渡しており、これらの町は、年貢の負担などについては、これまで通り代官の支配を受けるとする条件付きで、江戸の町方に組み込まれた。「〔小梅瓦町・小梅代地町・小梅五之橋町は〕正徳三年御府内の町並に加へられ、町奉行の支配に属す、此高二十四石三斗七升三合五勺、<sup>(反)</sup>段別二町七段二十四歩、今も当村〔小梅村〕の高内に籠り<sup>57)</sup>」などとあるように、これらの町の石高は、成立の母体となった村の石高に含まれたことが判明する<sup>58)</sup>。①・②の村内の町屋は、石高に基づく年貢の負担が解消されることなく町奉行支配に編入されたことによって、代官の支配をともなう年貢を負担する町になったのである。

本所・深川における年貢を負担する町は、〔表3〕に示した町のほかには、鶴歩町が存在するのみである。鶴歩町は、享保8年（1723）に平野新田として開発され、同11年（1726）には検地が行われたが、「地窪ニ而根汐差込、仕付物出来兼、荒地ニ罷成」とあるように、作物が十分に育たなかったために「家作御改御免之町並屋敷」となった町である。この成立事情を考慮に入れるならば、鶴歩町は年貢を負担する町の中では、後年に開発された新田が屋敷地に改変された例外的な事例であると判断できる。本所・深川の年貢を負担する町は、基本的には明暦の大火以前に成立した村を母体として成立したのである。

### 3 明暦の大火以降の開発地

#### (1) 本所の造成地

本所奉行の開発によって完成した造成地は、主に武士の屋敷地にあてられたが、豎川や大横川沿いの屋敷地は町人にも割り渡された。〔表4〕は、本所の造成地に存在した町を『御府内備考』から抽出したものであるが、これらの町は、隅田川以西の古町の移転、及び拝領町屋敷の下賜によって成立したことが指摘できる<sup>59)</sup>。寛文期には、「為引料、小間壺間ニ付、銀拾枚宛頂戴仕候」（徳右衛門町一丁目、以下同）とあるように、屋敷地の表間口（小間）1間に付き銀10枚が与えられるなどの措置がとられた上で、江戸の日本橋付近の古町が本所に移転した。しかし第1節でみた通り、天和期（1681-1684）には度重なる水害のため、多くの屋敷地が本所奉行に収公されており、「貞享元子年二月、町内〔徳右衛門町一丁目〕之儀は御用地ニ被<sup>(次字)</sup>召上」とあるように、造成地の町屋も御用地として召し上げられたことが確認できる。「元禄元辰年〔1688〕、（中略）古来之通又候本所御取立ニ付、御願申上、同六酉年十二月、以前之通り只今〔文政11年（1828）〕之地所被下置」とある通り、造成地の町に人びとが定着したのは、再び屋

〔表4〕本所の造成地に成立した町

町	成立年月日	移転条件		公役		古町は元地・拝領町屋敷は受領者		
		引料	土地	享保7				
古町	茅場町1-3丁目	万治3.-.-	1660	★		○	南茅場町→深川辺→本所（尾上町辺）	
	徳右衛門町1-2丁目	寛文1.6.-	1661	★	銀	○	神田柳原和泉橋際	
	柳原町1-6丁目	寛文1.6.-	1661	★	銀	○	神田柳原土手内	
	花町	寛文1.-.-	1661	★	銀	○	神田旅籠町1丁目前通	
	清水町	寛文2.2.-	1662	★	銀	○	谷中清水坂	
	新坂町	寛文2.8.9	1662	★	金	○	市谷左内坂町中程北側	
	入江町	寛文2.-.-	1662	★	銀	○	長崎町（中橋広小路）→壺岸島	
	長崎町	寛文3.-.-	1663	★	銀	○	中橋広小路→壺岸島	
	吉田町1-2丁目	寛文中		★	銀	○	松本町（小川町辺）	
	林町1丁目	元禄1.10.18	1688			2	-	浅草瓦町東側
	林町3丁目	元禄1.10.18	1688			2	-	浅草御蔵前旅籠町1・2丁目東側
	林町4丁目	元禄1.10.18	1688			2	-	浅草御蔵前旅籠町2丁目東側・浅草三好町東側
	緑町1丁目	元禄1.10.18	1688			2	○	浅草天王町東側
	緑町2丁目	元禄1.10.18	1688			2	○	浅草天王町東側・浅草旅籠町2丁目東側
緑町3丁目	元禄1.10.20	1688			2	○	浅草御蔵前片町東側・浅草三好町東側	
緑町5丁目	元禄1.10.18	1688				○	浅草旅籠町2丁目	
③ 拝領町屋敷	相生町5丁目	寛文1.-.-	1661	★		○	茶屋長意	
	小泉町	寛文5.-.-	1665			○	材木蔵手代	
	菊川町1・4丁目	天和3.9.9	1683			○	中間組一統	
	菊川町2・3丁目	貞享1.7.3	1684			○	小人方	
	林町2丁目	元禄1.10.18	1688			-	浅草蔵手代・書替手代・漆方手代	
	相生町2丁目	元禄1.12.18	1688			-	本因坊	
	緑町4丁目	元禄1.12.-	1688			○	京都大工頭他	
	相生町1丁目	元禄2.1.-	1689			○	本丸同朋頭他	
	尾上町	元禄7.7.19	1694			○	大西定休・橋本甚三郎・中尾道休	
	三笠町1丁目	元禄8.8.22	1695			○	三之丸小間遣衆・随陸尺衆	
	三笠町2丁目	元禄8.8.22	1695			○	三之丸下男衆	
	本所林町5丁目	元禄9.9.-	1696			-	本丸同朋衆14名	
	永倉町	元禄9.11.-	1696			-	中間方他	
	松坂町1丁目	元禄9.12.7	1696			○	小普請組他	
	長岡町1-2丁目	元禄9.-.-	1696			○	掃除之者	
	吉岡町2丁目	元禄年中				-	賄方他	
	吉岡町1丁目	宝永3.-.-	1706			○	細工所同心衆	
	吉岡町1丁目横町	-				○	浅草蔵手代衆54名	
	陸尺屋敷	享保11.4.25	1726			○	随陸尺衆5名	
	藤代町	享保19.10.4	1734			○	町人藤左衛門	
相生町4丁目	宝暦4.10.晦	1754			○	表坊主組頭		
亀沢町	天明5.-.-	1785			○	本所道役2名		

出典：『御府内備考』雄山閣版第5・6巻、『安永三年小間附北方南方町鑑』上・下

〔注1〕 代地町、及び本表の町内に置かれた切地・代地は省略した。

〔注2〕 表中の③は〔図1〕の③に対応する。

〔注3〕 古町・拝領町屋敷の★は、本所開発の中断・再開によって、天和3年（1683）・貞享元年（1684）に本所を離れ、元禄元年（1688）・元禄6年（1693）に再び本所に移転した町であることを示す（前者の年代は拝領町屋敷、後者は古町）。

〔注4〕 移転条件の引料の「銀」は小間1間に付き銀10枚、「金」は金200両を、本所への移転の際に受けたことを示す。

〔注5〕 移転条件の土地の「3」は元坪の3倍、「2」は2倍の土地を、本所への移転時に与えられたことを示す。

〔注6〕 公役の「○」は享保7年以降に公役を負担したこと、「-」は公役を負担し始めた年代が不明であることを示す。

敷地が交付された元禄期であった。この頃には、浅草からの町の移転や拝領町屋敷の下賜によって多くの町が成立したことも確認でき（〔表4〕）、本所における町屋の増加は、天和期の中断を経て、元禄期に進行したことが知られる。

こうして成立した造成地の町が、いかなる支配の下に置かれたのかを明らかにするために、まずは本所奉行の職掌に着目する。本所奉行は、万治3年3月25日に書院番と小姓番からの出役として設置されて以来、天和3年12月25日から元禄6年8月16日までの間を除いて、享保4年4月3日<sup>60)</sup>まで存在した。本所奉行が廃止された後の同年9月19日には、町奉行所に本所方あるいは本所

見廻りなどと呼ばれる分掌が設置されたが<sup>61)</sup>、この本所方で作成されたと考えられる『本所深川御用留<sup>62)</sup>』には、本所方が成立した頃の状況が日を追って記録されている。この『御用留』より、本所奉行が廃止された享保4年4月3日と翌4日には、老中〔井上河内守正岑〕から普請奉行（3日）、代官（3日）、町奉行（4日）へ、「屋敷請取渡等之儀、向後御普請奉行可相勤候」、「水道并道橋之儀、向後御代官ニ而可相勤候」、「两国橋・新大橋、向後町奉行支配ニ成候」とする通達が出されており、本所奉行は屋敷地の受け渡しや水道・道路・橋の管理などを行っていたことが確認できる。そして同年7月12日に老中が町奉行に宛てた以下の通達からは、本所奉行の職務の実態をより具体的に知ることができる。

〔史料1〕

- 一、本所深川边上水定浚、圪樋修復、其外樋之戸明ケ立見廻り等之儀、只今迄ハ本所奉行請負之ものニ申付、本所筋所々ニ而、明キ屋敷之内拝借地申付置、其屋敷之助成を以、右之修復、道橋見廻り等迄、自分入用ニ而相勤候、然処此度本所奉行相止、町人拝借屋敷も上り候ニ付、向後右之場所町奉行可致支配旨、被 仰出候、右修復入用之儀ハ只今迄之町人拝借屋敷ハ上り候へ共、右之屋敷致借地候ものも可有之候間、地代宿代何茂方江相納させ、其料を以、修復等可被申付候事
- 一、本所之内、町奉行支配之町屋敷前地通りに有之河岸江土蔵或ハ番屋、材木置場等、向後町奉行計之支配ニ成り候事
- 一、御材木蔵近所ニ馬場壺ケ所有之、向後ハ町奉行支配ニ可被申付候事  
右之通可被得其意候、御勘定奉行可被談候

この通達の2・3条目より、町屋敷に面する河岸地の土蔵・番屋・材木置き場や、幕府の材木蔵付近にある馬場の管理は、本所奉行が行っていたことが知られるが、ここで特に注目するのは1条目である。1条目からは、本所・深川辺りの上水の定浚、圪樋の修復、そして樋戸の開閉の見回りなどは、本所奉行が請け負わせた者によって行われたが、これらの請負人は、拝借が認められた屋敷地から上がる地代・店賃を、諸施設の修復や見回りなどの経費にあて、本所奉行はこれらの拝借地を支配したことが判明する。〔表5〕は、本所方の職務内容について、天保13年（1842）正月に本所方の中村八郎左衛門が町奉行の鳥居忠耀に提出した書付から、「本所方御入用町屋敷」とされる屋敷地を抽出したものである<sup>63)</sup>。これらの屋敷地は「右本所附屋敷之義者、享保四亥年より町方御支配ニ相成、月々取立候地代金ヲ以、本所附御入用請払致来候」とあるように、享保4年から町奉行支配となったこと、及び毎月の地代金が本所の諸経費にあてられたことが確認でき、享保4年以前は本所奉行が支配する請負人の拝借地であったと判断できる。以上の点を前提として〔表5〕をみると、請負人の拝借地は本所・深川に24ヶ所存在したことが判明する。

〔表5〕本所深川边上水湊などの請負人の  
 拝借地（天保13年）

町		屋敷地	
本所	亀沢町	3ヶ所	1279 坪余
	元町	1ヶ所	341 坪
	小泉町	2ヶ所	433 坪余
	吉岡町1丁目	1ヶ所	120 坪
	吉岡町2丁目	2ヶ所	944 坪
	吉田町	1ヶ所	70 坪
	新坂町	1ヶ所	410 坪
	出村町	2ヶ所	388 坪
	林町横町	1ヶ所	98 坪
	尾上町	1ヶ所	75 坪
	横川町	1ヶ所	212 坪余
	松倉町	4ヶ所	967 坪
	深川	森下町	1ヶ所
伊勢崎町		1ヶ所	34 坪余
万年町		1ヶ所	53 坪余
越中島町		1ヶ所	1200 坪余
計		24ヶ所	6635 坪余

出典：「本所方勤方之義申上候書付」（『本所方勤方帳』国立国会図書館蔵、旧幕府引継書、809-15）

（注）新坂町の拝借地は請負人が開発した「新畑地」であり、越中島町の屋敷地は「請負地」とされている。

このように、本所奉行の職掌には、請負人の拝借地の管理も含まれたのであるが、〔表3〕・〔表4〕・〔表6〕（後掲）と〔表5〕を対比すると、請負人の拝借地は限られた町における一部の屋敷地を占めるに過ぎないことが指摘できる。本所奉行が廃止された享保4年4月3日には、先に触れた通達のほかにも、「本所奉行相止候、町方之儀、只今迄之通、町奉行可有支配候」とする書付が、老中から町奉行に渡されたのであるが<sup>64)</sup>、この書付を文字通りに解釈するならば、町の支配は本所奉行の廃止以前から町奉行が行っていたことが指摘できる。本所・深川の町が享保4年に町奉行支配になったとする説は、請負人の拝借地の管理が町奉行に引き継がれたこと、あるいは上記の書付の「只

今迄之通」という文言が解釈に反映されなかったことによると考えられる。しかし、請負人の拝借地を除けば、本所奉行が町の支配にかかわったことは確認できず、本所・深川の町は、享保4年の本所奉行の廃止を受けて町奉行支配となったわけではないのである。

本所の造成地に成立した町に対する町奉行支配については、年貢を負担する町である南本所元町の記録に「万治二亥年、本所御取立有之、寛文四辰年〔1664〕中より豎川通江戸町屋=相成候=付、町内之儀江戸町統=御座候間、（中略）町方御支配と相成候」とある点が注目できる。寛文11年（1671）4月刊の当該地域の絵図には、徳右衛門町・柳原町・清水町などが豎川沿いに存在したことが確認できるが、上記の記録では、隅田川以西の江戸の人びとがこれらの町に移転したことによって、南本所元町は町奉行支配になったとされている。これは〔表4〕の中で寛文期に古町の移転によって成立した町が、移転前と同様に町奉行支配を受けたことによって、町奉行の支配が本所に及び、隣接する南本所元町も町奉行支配に取り込まれたものと解釈でき<sup>66)</sup>る。

また『御府内備考』には、代官支配であった町が後に町奉行支配となった場合は、「正徳三巳年（中略）町方御支配=相成」（南本所元町）というように町奉行支配への編入年代が明記されているのに対して、〔表4〕の町には、その記述がみられない。これは、〔表4〕の町が成立当初から町奉行支配であったことにより、町奉行支配となった年代があえて記されなかったと理解できる。

以上より、本所の造成地の町は、寛文期の成立当初から町奉行の支配を受けたと考えられる。

以下では、これらの町による幕府への負担のあり方を検討する。

〔史料2〕<sup>67)</sup>

当町〔徳右衛門町一丁目〕往古之儀、乍恐 御入国以来未タ三百町=相成不申節より之町屋=有之、(中略)寛文元丑年六月、火除御用地=被 召上、本所三ツ目=而代地被下置、(中略)其後天和三亥年、本所御奉行〔名前省略〕御懸り=而、本所中一円武家方町屋共御用地=被召上、(中略)貞享元子年二月、町内之儀は御用地=被召上、代地無御座候=付、屋敷代金小間=割合千百八拾六両壹分銀八匁六厘頂戴仕、立退申候、然ル処、元禄元辰年(中略)古来之通又候本所御取立=付、御願申上、同六酉年十二月、以前之通り只今〔文政11年〕之地所被下置(中略)、右=付、先達而頂戴仕候屋敷代金年々上納仕候=付、右上納仕候内は町御役御赦免有之候、其後享保七寅年十二月より御公役銀上納仕候(後略)

これは、『御府内備考』に記された徳右衛門町一丁目の記録の一部であり、古町として成立した同町が、寛文元年に本所に移転し、貞享元年に本所を離れた後、元禄6年に再び本所に転入した過程などが記されている。〔史料2〕をみる限り、徳右衛門町一丁目では農地開発を意味する検地が行われた形跡はなく、造成地に隣接する村の代官である伊奈氏から年貢が賦課されなかったことが指摘できる。徳右衛門町は、「前々より」の「御役町」であったことが確認でき、本所への移転前は公役を負担していたと考えられるが、移転後は享保7年(1722)から公役(銀)を負担したことが判明する。

〔史料2〕には「右上納仕候内は町御役御赦免有之候」とあり、本所への移転当初の徳右衛門町は公役を負担しなかったことが読みとれる。徳右衛門町一丁目の者たちは、本所開発の中断によって貞享元年に本所を離れる際に、幕府から金1186両余を受け取ったが、元禄6年に再び本所の土地を与えられたことによって、この金銭を幕府に返納することになり、返納中は公役(「町御役」)が免除されたとされている。しかし、幕府への返金とは無関係の緑町一丁目なども享保7年から公役が賦課されたことを考え合わせるならば、古町の移転によって成立した町は、幕府による優遇措置の一環として、移転後しばらくは公役が免除されたと考えるのが妥当であろう。

享保7年の江戸では、公役は人足による負担から金銭の上納に変更されたことが知られているが<sup>69)</sup>、同年4月には「只今迄拝領屋舗・組屋敷之町屋、其外役人足不相勤候町屋も有之候、畢竟町屋之儀=候得ハ、町並之通公役不相勤罷有候儀ハ有之間舗事=候、(中略)依之右人足役不相勤候町々江も惣町中のことく、自今公役可申付候<sup>70)</sup>」とする町触が出されており、享保7年には負担方法の改正だけではなく、それまでいかなる負担もつとめてこなかった町に対して新たに公役が賦課されたことが判明する。徳右衛門町はこの政策を受けて公役を負担するようになったと考えられるが、〔表4〕をみると、古町の移転によって成立した町だけではなく、多くの拝



領町屋敷も享保7年から公役を負担したことが確認できる。

以上より、本所の造成地の町は、移転にともなう優遇措置などによって当初は公役が免除されたが、享保7年に一斉に公役が賦課されたと考えられる。これらの町が年貢を負担することはなく、江戸の町と同様に公役を負担する町になったのである。

## (2) 深川の造成地

元禄11年6月23日に、代官の伊奈忠順と書院番の深津正国が「深川築地御普請奉行」に任命されると、幕府による深川の開発が始まった。同13年(1700)10月12日には、「深川築地、武家屋敷割地之外、町屋敷=被仰付候間、望之者は、伊奈半左衛門殿・深津八郎右衛門殿御両人之御宅江、向寄次第参候而様子承り、願書指出候様、町中不残可被相触候<sup>72)</sup>」とする町触が出されており、この開発で造成された屋敷地も、まずは武士に割り当てられた上で、町人へ払い下げられたことが知られる。〔表6〕は深川の造成地に存在した町をまとめたものである。これを見ると、本所とは異なり多くの町が町人による造成地の買い受けによって成立したことが確認できる。寛永期以来、江戸の材木商人が利用した材木置き場は、元禄12年(1699)に幕府に収公され、この場所から東に遠ざかった場所に新たな材木置き場が設けられたが、〔表6〕の元木場町組合に属する町は、寛永期から元禄期まで材木置き場があった場所に成立し、築地町組合は新たな材木置き場として成立した町である<sup>73)</sup>。木場町は「材木問屋拾五人之者」が買い受けたとあるように、築地町組合を構成する町の多くが材木商人に払い下げられたことはよく知られているが、元木場町組合も材木町の町名が「材木商人共多御座候」ということに由来するように、材木商人と深い関わりがあることが窺える。

### 〔史料3〕<sup>74)</sup>

(前略) 当所〔万年町三丁目〕之儀者、元禄十四巳年中、元木置場跡追々御同朋・御医師等之拝領町屋舗=相成、御代官伊奈半左衛門〔忠順〕様御支配=有之、且右町中道より北之方同様元木置場跡、御町屋割之処、元禄年中御買請之儀、町人共より申立、尤江戸町並同様家作御改御免之町屋舗=奉願、御聞濟之上、冥加金上納仕、引続町名相願候得共、右唱之儀不相知、御同人様御支配之処、正徳三巳年閏五月中、松野壱岐守〔助義〕様・丹波遠江守〔長守〕様・坪内能登守〔定鑑〕様町御奉行之節より町方御支配=相成、引続公役銀上納仕候(後略)

これは、同朋や医師などへの拝領町屋敷の下賜と、町人による土地の買い受けによって成立した万年町三丁目の記録の一部である。同町は成立当初から、開発を主導した普請奉行であり周辺の村の支配代官でもある伊奈氏の支配を受けたことが判明する。しかし幕府への負担については、正徳3年に町奉行支配となった時点で「引続公役銀上納仕候」とあることから、同町

[表6] 深川の造成地に成立した町

町			成立年月日		公役 (正徳3)	払下地は買受人・拝領町屋敷は受領者	
③	町人への 払下	元木場町 組合	中川町	元禄 13.11.-	1700	○	町人共
			今川町	元禄 13.11.-	1700	○	町人共
			富田町	元禄 13.11.-	1700	○	町人共
			西永代町	元禄 13.11.-	1700	○	町人共
			松賀町	元禄 13.12.-	1700	○	町人共
			材木町	元禄 13.12.-	1700	○	町人共
			永堀町	元禄 13.12.-	1700	○	町人共
			万年町 1-2 丁目	元禄 13.12.-	1700	○	町人共
			堀川町	元禄 13.-	1700	○	町人共
			富久町	元禄 13.-	1700	○	町人共
			東永代町	元禄 14.3.-	1701	○	町人共
			小松町	元禄 14.6.-	1701	○	町人共
			久永町 1-2 丁目	元禄 15.1.-	1702	○	町人共
	万年町 3 丁目	元禄年中		○	町人共		
	富岡町	(宝永期)		○	町人共		
	築地町 組合	一色町	元禄 13.12.-	1701	○	霊岸島銀町伊勢屋又四郎他 7 名	
		木場町	元禄 14.4.-	1701	○	材木間屋 15 名	
		西永町	元禄 14.6.-	1701	○	西河岸町米津屋久右衛門他 2 名	
		三好町	元禄 14.6.-	1701	○	中川屋佐兵衛他 2 名	
		平野町	元禄 14.6.-	1701	○	檜物町 1 丁目大黒屋忠兵衛他 3 名	
宮川町		元禄 14.7.-	1701	○	西河岸町桜井屋次郎右衛門		
龜久町		元禄 14.8.-	1701	○	西河岸町桜井屋次郎右衛門		
大和町		元禄 14.8.-	1701	○	深川黒江町鳥居屋茂兵衛他 8 名		
元加賀町		元禄 14.8.-	1701	○	西河岸町桜井屋次郎右衛門		
東平野町		元禄 14.8.-	1701	○	本所相生町 2 丁目駿河屋喜兵衛他 3 名		
西平野町		元禄 14.8.-	1701	○	本所相生町 2 丁目駿河屋喜兵衛		
扇町		元禄 14.9.-	1701	○	宇野屋孫八郎他 2 名		
山本町		元禄 14.9.-	1701	○	西河岸町桜井屋治郎右衛門他 2 名		
吉永町		元禄 14.9.-	1701	○	吉田屋藤八他 5 名		
入船町		元禄 14.11.-	1701	○	朽木屋甚左衛門他 5 名		
茂森町		元禄 14.11.-	1701	○	奈良屋兵助		
島崎町	元禄 15.5.-	1702	○	鳥居屋茂兵衛			
島田町	元禄 15.-	1702	○	村田屋伝兵衛・紀伊国屋彦兵衛			
冬木町	宝永 2.閏 4.8	1705	○	冬木屋弥兵衛他 1 名			
石島町	宝永 4.3.-	1707	○	大和屋藤助他 1 名			
六万坪町	宝永 7.12.-	1710	○	山形屋利兵衛他 1 名			
末広町	-	-	-	久右衛門他 7 名 (代地)			
	島崎町統町	(元禄期)		○	町人共		
拝領 町屋敷	元木場町 組合	三角屋敷	元禄 14.2.-	1701	○	本所上水請負人	
		伊沢町	元禄 14.-	1701	○	坊主方	
		万年町 3 丁目	元禄 14.-	1701	○	同朋・医師等	
		松村町	享保 6.4.-	1721	-	医師・小人方他	
	松賀町統拝借屋敷	寛政 3.1.-	1791	-	材木石奉行支配同心 35 名		
	築地町 組合	伊勢崎町	元禄 13.11.1	1700	○	川船方手代 13 名・同心 6 名	
西平野町 六人屋敷		(元禄期) 享保 14.-	1729	○ -	勘定所・湯呑所同心他 小間使 6 名		

出典：『御府内備考』雄山閣版第 5・6 巻、『安永三年小間附北方南方町鑑』上・下

(注 1) 代地町、及び本表の町内に置かれた切地・代地は省略した。

(注 2) 表中の③は〔図 1〕③の太線内の地域に対応する。

(注 3) 公役の「○」は、当該町が正徳 3 年の時点で公役を負担したこと、「-」は公役を負担し始めた年代が不明であることを示す。

(注 4) 町人が土地を買い受けた年代が複数年次にわたる場合は、最初の年代を成立年代とした。

(注 5) 末広町の成立年代は不明であるが、享保 9 年 (1724) に名主基四郎の支配となったことが確認できる。

(注 6) 島崎町統町は築地町組合の町名一覧には含まれていないが (『御府内備考』雄山閣版第 5 巻、219 頁)、同町は「元禄年中御築立地内之由」とあることから、本表に含めた。

は代官の伊奈氏が賦課・徴収した年貢ではなく、公役を負担したことが指摘できる。ここで「引続」とある点については、町人が屋敷地を購入した折りに上納したとされる「冥加金」との関係を検討する。この「冥加金」は、「公役銀」とは区別して表記されており、公役とは異なる負担であったと考えられる。元禄14年に、栖原屋勘右衛門と半平が、表間口20間（京間）の一色町の土地を取得した事例では、栖原屋は3月に、「地代金四百五拾両、但シ小間壱間=付金式拾式両式歩宛之積、当金=而差上可申候」とした上で、「右町屋敷家作御改御免=被仰付、并御役等之儀共=江戸御町並同前=奉願上候」と願い出たのに対して、代官の側は4月2日に「表書之町屋舗、江戸町並家作御改御免、願之通被仰付、地代金上納申=付、如斯候、以上」とする裏書を、提出された願書に記したことが知られる。<sup>75)</sup>〔史料3〕の「冥加金」は、土地を取得する際に支払われた「地代金」であったと考えられるが、栖原屋の事例では「当金=而差上」とあるように、地代金は土地取得時に全額支払われたと理解できる。つまり、地代金が数年かけて分割して上納されたことにより、毎年の定額負担であった地代金が、やがて「公役銀」として引き継がれたとする解釈は成立しがたい。栖原屋は、幕府への負担（「御役」）も江戸の町と同様にしてほしいと願い出たことも考え合わせるならば、〔史料3〕の「引続」とある箇所は、万年町三丁目が成立当初から公役を賦課され、正徳3年以降も引き続き公役を負担したとする解釈が妥当であると考えられる。以上より、深川の造成地の町は、成立当初から公役を負担したと考えられる。〔表6〕には深川宮川町も含まれており、町奉行支配が及んだ代官支配地に公役が賦課されたとする三浦氏の仮説で説明できるのは、これらの事例に限られることが指摘でき<sup>76)</sup>る。

深川の造成地には、町人への払い下げ地だけではなく、武士の拝領町屋敷も存在したが、〔史料3〕でみた通り、拝領町屋敷も成立当初から伊奈氏の支配を受け、正徳3年の時点で公役を負担したことが確認できる。これらの拝領町屋敷は、町人の買い受けによって成立した町と同じ組合に属したことによって、支配や負担のあり方が組合の町に準じたと推定される。

以上の通り、深川の造成地に成立した町は、当初から江戸の町と同様に公役を負担したが、正徳3年に町奉行支配となるまでは伊奈氏の支配を受けたことが明らかになった。本所の造成地とは異なり成立当初から町奉行支配にならなかった点については、本所の開発は本所奉行が行ったが、深川の場合は周辺の村の支配代官である伊奈氏が普請奉行として開発に関与した点が注目できる。深川の造成地においても検地が行われた形跡はなく、これらの町も江戸の一部として開発されたと考えてよいが、開発を主導した伊奈氏が町の支配を行ったことによって、町奉行の支配が成立当初の造成地には及ばなかったと考えられる。また本所の町は古町の移転によって成立したが、深川の町は町人への払い下げによって成立した点も想起される。古町の移転によって成立した町は、「古町=御座候故、只今〔文政11年〕以、町人共御能拜見被仰付候」（徳右衛門町一丁目）、「古町之儀=付、〔名主は〕正月三日扇子箱献上、年頭御礼=御城江罷出申候」（林町三丁目）などであるように、移転後も古町としての格式を維持したことが判明する。

この点を考慮に入れるならば、本所の造成地の町は移転前の古町の支配が引き継がれたことによって、成立当初から町奉行の支配を受けたと考えられるが、深川の造成地の町は新規に成立した町であったために、古町の支配体制に準じる必要はなかったと理解できる。

なお深川において公役を負担した町には、上記の造成地に成立した〔表6〕の町のほかにも、中島町・三拾三間堂町・北川町〔古町の移転〕、越中島町・八名川町〔拝領町屋敷〕、そして三左衛門屋敷・伯隆屋敷〔屋敷地の譲渡〕が存在した。中島町については「古町より引地=付、御祝儀御能町人入之節者、元地三ヶ所〔南小田原町・南本郷町・霊岸島川口町〕より申通シ、町内家主共拜見=罷出、御錢頂戴仕来候」とあり、深川においても古町の移転によって成立した町は、本所と同様に古町としての格式を維持したことが知られるが、「勿論組合深川町々=者無御座候」とあるように、深川の中では例外的な事例であったことが窺える。

このように本所と深川の造成地の町では、開発を行った主体や町の成立事情が異なるために、町奉行支配への編入や公役の賦課が一斉に行われたわけではなかった。しかし、これらの町に年貢が賦課されることはなく、明暦の大火以降の開発地に成立した本所・深川の町は、江戸の町と同様に公役を負担する町となったのである。

#### 4 本所・深川の町屋と年貢地

〔図2〕の「(本所深川絵図)」は、「深川南絵図」・「深川北絵図」・「本所南絵図」・「本所中絵図」・「本所北絵図」と題された5帖の絵図で構成された本所・深川の絵図である(〔表7〕参照<sup>77)</sup>)。本図の特徴は、〔表8〕に示した通り、土地利用のあり方に応じて、年貢地・町屋・拝領屋敷などが色分けされた点にある。作成年代は記されていないが、「本所南絵図」では、図中の黒点は「大貫治右衛門支配~~≠~~自分橋」を示すとされている。本所・深川周辺の村は、代々にわたって代官の伊奈氏が支配してきたが、寛政4年(1792)に伊奈忠尊が失脚すると、同年6月13日には「此度、其村々〔武蔵国葛飾郡の村々〕、大貫治右衛門〔光豊〕御代官所=被仰付、郷村引渡候(後略)」とする触書が「右近〔伊奈忠尊〕元役所」から出されており、同年以降の代官は、伊奈氏から大貫光豊となったことが確認できる<sup>78)</sup>。以上より、大貫治右衛門の名前がみられる本図は、寛政4年以降に作成されたと判断できる。また「深川南絵図」の洲崎の土手沿いには「サカ〔佐賀〕丁代地」・「入舟丁」が描かれ、この箇所には「永代浦上ヶ地」と記された貼紙が付されている。「寛政三亥年、右〔佐賀町代地〕近辺町々家居流失跡、同六寅年中、小田切土佐守〔直年〕様御勤役之節、御買上=相成、永明地=被仰付<sup>79)</sup>」とあるように、佐賀町の代地は寛政3年(1791)に高波の被害を受けて、同6年(1794)には町奉行の小田切直年に収公されたことから、この貼紙は寛政6年以降に添付されたと考えられる。以上より、本図は寛政4年から同6年までの間に作成されたと判断できる。

本図の作成者も明記されていないが、町方支配の範囲を示す朱線は、「深川北絵図」では

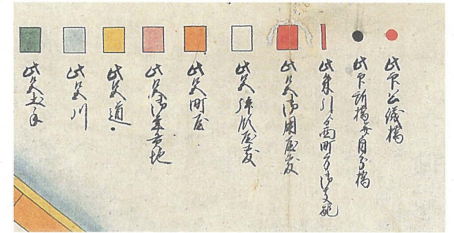


④「深川南絵図」部分拡大図



②表紙

右から順に、「本所北絵図」・「本所中絵図」・「本所南絵図」・「深川北絵図」  
・「深川南絵図」。



③彩色凡例

(上)「本所南絵図」  
(下)「深川北絵図」



①全体図

本図は、「本所北絵図」・「本所中絵図」・「本所南絵図」・「深川北絵図」・「深川南絵図」を、余白部分を除いて上から順にならべたものである。「深川北絵図」と「深川南絵図」の間に若干のずれがみられる点を除けば、ほぼ正確に重なる。

〔図2〕「(本所深川絵図)」〈江戸東京博物館所蔵、資料番号91222402～91222406〉

〔表7〕「(本所深川絵図)」

表題		法量		資料番号	備考
		縦	横 (cm)		
深川南絵図	永代橋・木場	一	26.4×133.5	91222402	張出図あり
深川北絵図	永代橋・寺町・扇町辺	二	26.3×133.0	91222403	
本所南絵図	新大橋・六間堀・横川・十間川	三	26.3×134.8	91222404	
本所中絵図	両国橋・竪川	四	26.0×134.0	91222405	
本所北絵図	大川端・亀戸辺	五	26.2×134.0	91222406	張出図あり

(注1) 本絵図は東京都江戸東京博物館所蔵である。

(注2) いずれの図にも「五枚之内」と記されている。

〔表8〕「(本所深川絵図)」彩色一覧

色分け	項目
赤色	御用屋敷
白色	拝領屋敷
橙色	町屋
桃色	年貢地
黄色	道
水色	堀・川・下水
緑色	土手
朱点	公儀橋
黒点	代官支配橋・自分橋
朱線	(朱引より西) 町方支配

(注) 「自分橋」とは町が管理する橋である。

「此朱引より西、町方御支配」とあり、町奉行所に対しては「御」の敬称が付されているのに対して、「本所南絵図」には「大貫治右衛門支配」とあるように、代官には敬称がない。寛政4年には代官が交替したことも念頭に置かならば、本図は、新たに本所・深川の支配代官となった大貫光豊が、支配地の実態を把握するために作成したと推定される<sup>80)</sup>。

さて本図では、〔表3〕・〔表4〕・〔表6〕の本所・深川の町が、いずれも町屋として橙色に着色され、「田」・「田畑」・「百姓」・「新田」などと記された箇所、

及び本所・深川周辺の村や新田、そして武士の抱屋敷などが、年貢地として桃色に着色されたことが読みとれる<sup>81)</sup>。これまでみてきた通り、本所・深川には年貢を負担する町と公役を負担する町が存在したが、本図では、年貢を負担する町が周辺の年貢地とは区別され、公役を負担する町と同様に町屋として彩色されたのである。寛政期(1789-1801)には、幕府に対する負担の種類が異なっても、町奉行の支配を受けた本所・深川の町は、一律に町屋として把握されたことが指摘できる。

## おわりに

本稿の分析を通して明らかになった点は、以下の通りである。

第一に、徳川家康の江戸入り以前から存在した古い村、及び家康の江戸入りから明暦の大火までに開発された本所・深川の村では、天正期～慶長期、寛永期～慶安期、寛文期、そして元禄期に検地が行われた。これらの村では寛文期以降に町屋が増加し、商売がさかんに行われるようになったと考えられるが、村内の町屋は検地を受けて村の石高に組み込まれており、年貢を負担したことが判明した。これらの町屋は正徳3年に町奉行支配となり、江戸の町として成立するに至ったが、石高に基づく年貢の負担が解消されることはなく、町方に組み込まれた後も、代官の支配をともなう年貢を負担する町になった。

第二に、明暦の大火後の本所では、幕府による大規模な開発が行われ、万治・寛文期に本所奉行が開発した造成地には、日本橋付近や浅草から多くの古町が移転した。これらの町が本所に定着したのは、水害による開発の中断を経た元禄期以降であったが、本所の造成地に成立した町は移転当初の寛文期から町奉行の支配を受けたことが判明し、従来考えられていたよりも早い段階で町奉行の支配が及んだことが指摘できた。これらの町は、移転に伴う優遇措置などによって、成立当初は幕府への負担をつとめなかったが、享保7年以降は公役が賦課されたことが判明し、本所の造成地の町は江戸の町と同様の負担の体系に組み込まれた。

第三に、元禄期には代官の伊奈忠順と書院番の深津正国が、普請奉行として深川の開発を行い、完成した造成地は江戸の材木商人などに払い下げられ、新たな材木置き場や屋敷地とされた。こうして成立した深川の町は、江戸の町と同様に公役を負担したが、正徳3年に町奉行支配となるまでは伊奈氏の支配を受けたことが判明した。本所の造成地とは異なり、これらの町は成立当初から公役が賦課されたが、正徳3年まで町奉行支配にはならなかったのである。

そして第四に、寛政期に代官の下で作成されたと推定される「(本所深川絵図)」では、本所・深川の年貢を負担する町は、年貢地として把握された周辺の村や新田などとは区別され、公役を負担する町と同様に町屋として把握されたことが判明した。本所・深川の町は、幕府に対する負担の種類が異なっているにもかかわらず、一律に町屋とされたのである。

以上の通り本所・深川では、明暦の大火以前に存在した村を母体として成立した町は年貢を負担したが、大火以降に開発された造成地に成立した町は、江戸の町と同様に公役を負担したことが明らかになった。このような負担のあり方は、明暦の大火を画期として、幕府がそれまでは村として把握していた本所・深川の一部を、江戸の町として把握するようになったことを示していると考えられる。本所の造成地の町が、成立当初の寛文期から町奉行の支配を受けたように、大火の直後から隅田川以東に町奉行の支配が及んだことも、こうした幕府の政策転換の一環として位置づけられる。

しかし、本所・深川の多くの町は、明暦の大火から半世紀以上を経た正徳3年に町奉行支配となったことも判明した。本所の造成地の町は古町の移転によって成立し、移転前の支配が引き継がれたことによって、移転直後の寛文期から町奉行の支配を受けたと考えられるが、正徳3年に町奉行支配となったのは、代官の下で年貢を負担した本所・深川の町と、代官が普請奉行として開発にかかわった深川の造成地の町であり、いずれも周辺の村の支配代官である伊奈氏との関係を有した町であった。本所・深川への町奉行支配の拡大は、各町の成立事情や代官伊奈氏との関係に規定されて一様には進行しなかったのである。

また、本所・深川の町が公役を負担する町として統一されず、年貢を負担する町が存在し続けた点も、改めて注目できる。寛政期には、本所・深川の年貢ないしは公役を負担する町は、一律に町屋として把握されており、負担の種類によって町の実態が大きく異なっていたとは考えがたい。しかし、江戸の拡大が及ぶ以前に検地を受け、石高を有する村として把握された地



域に成立した町は、町奉行支配となった後も年貢を負担したことが判明し、本所・深川の町が幕府に対していかなる負担をつとめたのかは、それぞれの町が位置する土地の成立事情によって異なっていた。幕府は、本所・深川の町を町奉行支配とした後も、これらの町を江戸の町と同様の負担の体系に統一することはなく、明暦の大火前に成立した村の負担である年貢か、大火後に導入した江戸と同様の負担である公役のいずれかを、各町に賦課したのである。<sup>82)</sup>

## 【註】

- 1) 本所については『本所区史』（東京市本所区、1931年）、『墨田区史』（東京都墨田区役所、1959年）、『墨田区史』前史（墨田区役所、1978年）、深川については『深川区史』上巻（深川区史編纂会、1926年）、『城東区史稿』（東京市城東区役所、1942年）、『江東区史』全（東京都江東区、1957年）、『江東区史』上巻（東京都江東区、1997年）がある。
- 2) 本所・深川の支配代官であった伊奈氏は「関東郡代」として知られているが、太田尚宏『「関東郡代」の呼称と職制—幕府代官伊奈氏の支配構造解明の前提として—』（『徳川林政史研究所研究紀要』第34号、2000年）では、「関東郡代」は幕府職制上の名称ではなく、正式には「御代官」であったとされている。そのため本稿では、伊奈氏の役職を「代官」と表記した。
- 3) 幸田成友『江戸と大阪』（富山房、1934年、後に富山房百科文庫48、1995年などに収録）。
- 4) 古城正佳「関東郡代伊奈氏と町奉行による両支配—江戸深川獵師町を事例として—」（『法政大学大学院紀要』第36号、1996年）では、両支配の実態の解明が試みられている。
- 5) 幸田著書（前掲3）など。
- 6) 三浦俊明「江戸城下町の成立過程—国役負担関係を通してみた町の成立について—」（『日本歴史』172、1962年）。北島正元「江戸における新町起立の一過程—四谷新堀江町の場合—」（森克己博士古稀記念会編『史学論集 対外関係と政治文化』吉川弘文館、1974年）においても同様の見解が示されている。
- 7) 伝馬役は物資の輸送や人の移動のための人馬の負担、国役は染物・鉄炮・鍛冶などの職人の技術労働による負担である。両者は特定の目的や技能に基づいた負担であるという点では、単純な人足負担である公役とは異なるが、土地にかかる年貢が免除された上で賦課されたという点では公役と共通する（幸田著書、前掲3、三浦論文、前掲6）。
- 8) 吉田伸之「役と町—江戸南伝馬町二丁目他三町を例として—」（『歴史学研究』471、1979年、後に同著『近世巨大都市の社会構造』東京大学出版会、1991年に収録）、同「町人と町」（『講座日本歴史』5巻、東京大学出版会、1985年、後に同著『近世都市社会の身分構造』東京大学出版会、1998年に収録）など。なお、前者の論文では、享保7年（1722）頃の江戸に年貢を負担する町が存在したことに言及されているが、年貢を負担する町の実態や身分の問題は検討されていない。
- 9) 幸田著書（前掲3）、南和男「町奉行—享保以降を中心として—」（西山松之助編『江戸町人の研究』第4巻、吉川弘文館、1975年、後に「町奉行所の研究—享保以降—」と改題の上、同著『幕末都市社会の研究』塙書房、1999年に収録）。
- 10) 大石学『首都江戸の誕生—大江戸はいかにして造られたのか』（角川書店、2002年）など。
- 11) 「（本所深川絵図）」（江戸東京博物館所蔵、資料番号91222402～91222406）。
- 12) 『御府内備考』巻之百十一～百四十五（雄山閣版第5巻、2000年、46-324頁、同第6巻、1-260頁）。
- 13) 『新編武蔵風土記稿』巻之二十～二十五（雄山閣版第1巻、1996年、368-386頁、第2巻、1-72頁）。
- 14) 「迅速測図」（『明治前期・昭和前期東京都市地図』一、東京東部、柏書房、1995年）。
- 15) なお文政4年（1821）に三島政行が記した『葛西志』巻之三（国書刊行会版、1971年、78-79頁）では、「今本所と唱ふる地は、大抵東西をいはゞ一里十町、南北の径は二十五町、南は松井町、林町、徳右衛門町、菊川町、猿江町、大島町を限とし、北は中之郷、押上、柳島、亀井戸に至り、東は中川

に及び、西は浅草川にそへり」とされており、『御府内備考』では深川に属した猿江町・大島町が本所に含まれている。また「本所絵図」（『江戸切絵図集成』第5巻、中央公論社、1982年）などでは、大横川と横十間川の間が整然と整えられ、武家屋敷が多くみられることなどから、この辺りも本所と呼ばれていたと推定される。

- 16) 本節の史料引用は、特に断らない限り『新編武蔵風土記稿』（前掲13）に拠る。本所・深川の地形の変遷・特徴については、久保純子「東京低地における縄文海進以降の地形の変遷」（『早稲田大学教育学部学術研究』地理学・歴史学・社会科学編、第38号、1989年）、同「東京低地の水域・地形の変遷と人間活動」（大矢雅彦編『防災と環境保全のための応用地理学』古今書院、1994年）などの地理学の成果、及び鈴木理生『幻の江戸百年』（筑摩書房、1991年、後に『江戸はこうして造られた一幻の百年を復原する一』と改題の上、ちくま学芸文庫、2000年所収）、木村礎監修・葛飾区郷土と天文の博物館編『東京低地の中世を考える』（名著出版、1995年）参照。本節の本所・深川の開発に関する記述は、自治体史（前掲1）の成果に基づいたものである。
- 17) 岩田浩太郎「関東郡代と『領』—江戸周辺の地域編成の特質—」（『関東近世史研究』第16号、1984年）。
- 18) 『集註小田原衆所領役帳』（聚海書林、1988年、207-214頁、271-275頁）。富永弥四郎については「或云分限帳弥四郎トシルセシハ神四郎ノ誤ナラントシカルヤイナヤ」と記されている。中野達哉「東京低地の耕地と集落」（『東京低地の中世を考える』前掲16）所収の表1「葛西領村々変遷一覧」参照。
- 19) 「中之郷町方書上」三（「（附録）文政十一年町方書上」『本所区史』前掲1、190頁）。
- 20) 深川村の開発人の内、2名の姓名は不明とされているが（「深川町方書上」十八、国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、マイクロフィルム版第4集98リール）、海辺大工町の記録には、「海辺新田并深川村分郷六間堀村開発仕候名主次郎左衛門弟平右衛門」とあり、次郎左衛門と平右衛門は家号を野口と唱えて六間堀に居住したとする「当所草創之由緒」が伝えられている（同十五、第4集97リール）。この由緒より、次郎左衛門と平右衛門が姓名不詳とされる深川村の開発人に相当し、次郎左衛門は「当村〔海辺新田〕開発人を次郎左衛門と云」とあるように、海辺新田の開発人でもあったと判断した。
- 21) 高山慶子「深川獵師町の名主」（『人間文化論叢』第6巻、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科、2004年）。なお、大館弥兵衛が開発した清住町の町名は安房国長狭郡の清澄に、福地次郎兵衛と松本藤右衛門が開発した佐賀町の町名は肥前国の佐賀湊に由来すると伝えられており（『寛永録』壱、東京都江東区教育委員会社会教育課、1986年、5頁）、これらの開発人も安房国や肥前国に縁のある者であった可能性がある。
- 22) 「（延宝五年江戸・関東御祓配帳）」（船杉力修「（史料紹介）伊勢神宮御師来田新左衛門家文書」（一）・（二）『社会システム論集』第4・5号、島根大学法文学部紀要、社会システム学科編、1999・2000年）。高山「深川獵師町の名主」（前掲21）参照。
- 23) 『御府内備考』卷之百二十五（雄山閣版第5巻、299-300頁）。
- 24) 「正保年中改定図」（『新編武蔵風土記稿』卷之二十、雄山閣版第1巻、370-372頁）。
- 25) 永代寺の境内地については『御府内備考』卷之百十五（雄山閣版第5巻、134-135頁）、材木置き場については、同卷之百十八（同第5巻、186頁）。
- 26) 明暦の大火の被害状況、及び大火後の復興の概要については、黒木喬「『明暦の大火』前後における屋敷移動」（『地方史研究』155、1978年）、同「『明暦の大火』前後における寺社および町屋の移動」（同161、1979年）、同「明暦の大火と江戸」（坂巻甲太・黒木喬編『むさしあぶみ・校注と研究』桜楓社、1988年）、及び菊池万雄「明暦の大火と江戸の開発」（同編『近世都市の社会史』名著出版、1987年）などを参照。
- 27) 「町方書上（本所起立記）」（『御府内備考』雄山閣版第6巻、287-290頁）。以下、本段落の史料引用は特に断らない限り本史料による。
- 28) 『柳営補任』卷之十八（東京大学出版会版第4巻、1964年、327-328頁）。

- 29) 『寛政重修諸家譜』巻第三百八、千一（続群書類従完成会版第5、1964年、327頁、同第16、1頁）。
- 30) 源森川（北十間川）が開削されたのは寛文3年（1663）頃である（『新編武蔵風土記稿』巻之二十、雄山閣版第1巻、384頁）。
- 31) 「柳営日記」（『東京市史稿』市街篇第7、東京市役所、1930年、1194頁）。但し、「寛文十年=至り、土功全ク竣ル由、徳山家譜=載セタリ」（『府内誌残編』『東京市史稿』市街篇第9、779頁）などあるように、寛文元年に老中の視察を受けた後も、しばらくは本所の築地工事が継続されたことが窺える。
- 32) 『徳川実紀』第五篇（国史大系第42巻、吉川弘文館、1965年、440頁）。
- 33) 「府内誌残編」（前掲31）。このときに収公された土地については、代官が作成した「北本所地面請取帳」・「南本所地面請取帳」や、本所奉行が作成した「北本所地面改帳」・「南本所地面改帳」（『東京市史稿』市街篇第9、813-1108頁）に、詳細な記録が残されている。
- 34) 『寛政重修諸家譜』巻第四百九十六・五百五十五・八百三十（続群書類従完成会版第8・9・13）、『柳営補任』巻之十八（前掲28）。
- 35) 「柳営日記」・「武江年表」など（『東京市史稿』市街篇第13、751-753頁）。この時期の開発については、村上直「幕府政治の展開と関東郡代—伊奈半左衛門忠順を中心に—」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和46年度、1972年）も参照した。
- 36) 『御府内備考』巻之百十八（雄山閣版第5巻、186頁）。
- 37) 『寛永録』式、13-14頁。
- 38) 『御府内備考』巻之百十四（雄山閣版第5巻、119-120頁）、『寛政重修諸家譜』巻第一百一（続群書類従完成会版第2、272-273頁）。
- 39) 『新編武蔵風土記稿』巻之二十（雄山閣版第1巻、373-375頁）。
- 40) 太閤検地が実施された国・年代については、高柳光壽『豊臣秀吉の検地』（岩波講座日本歴史第18回、岩波書店、1935年）参照。
- 41) 西葛西領に隣接する東葛西領の金町村の香取社領には、天正19年に朱印状が発給されたことが確認でき（『新編武蔵風土記稿』巻之二十、雄山閣版第1巻、376頁）、西葛西領周辺において天正期に検地が行われたことが窺える。
- 42) 以下の徳川幕府の検地についての記述は、北島正元『江戸幕府の権力構造』第4章第1節「検地と農民支配体制の完成」（岩波書店、1964年）に拠る。
- 43) 「辰歳可納御年貢割付之事」（『東京市史稿』産業篇第2、716-719頁）。
- 44) 「北本所町方書上」一（（『附録』文政十一年町方書上』『本所区史』前掲1、152頁））。
- 45) 『武蔵田園簿』（近藤出版社、1977年、223-224頁）。本史料の作成年代については、林巖「『武蔵田園簿』における抓み高について」（『月刊歴史手帖』3巻6号、1975年）に拠る。
- 46) 『寛永録』壺、6頁。
- 47) 『御府内備考』巻之百十二（雄山閣版第5巻、78頁）。本節と次節における引用史料の中で出典註のないものは、『御府内備考』雄山閣版第5・6巻に拠る。
- 48) 『御府内備考』の中之郷元町などの項に、「当町往古武州葛飾郡中之郷村之内、（中略）寛文十戌年中、御郡代伊奈半十郎様御縄入」と記されている。
- 49) 但し『新編武蔵風土記稿』では、検地の年代は元禄10年とされているが、実際には「元禄八亥年六月三・四・五日（中略）再御検地」（『寛永録』式、10頁）などあるように、検地は元禄8年（1695）に行われており、同10年は検地帳が作成された年代である（「武蔵国葛飾郡柳嶋村検地水帳」『大沢家文書』近世Ⅰ、墨田区教育委員会社会教育課、1991年、2-18頁、「武蔵国葛飾郡狛師町検地水帳」『寛永録』壺、16-54頁）。
- 50) 「武蔵国葛飾郡狛師町見取場町並屋敷検地帳」（『寛永録』壺、64-69頁）、「武蔵国葛飾郡柳嶋<sup>（村脱）</sup>見取場検地帳」・「武蔵国葛飾郡柳嶋村見取場町並屋敷検地帳」・「武蔵国葛飾郡柳嶋村新田検地帳」（『大沢家文書』近世Ⅰ、18-40頁）。

- 51) 『新編武蔵風土記稿』卷之二十四（雄山閣版第2巻、39-50頁）。
- 52) 「乍恐口上書を以御訴申上候（家作御免願）」（『寛永録』式、16-17頁）。
- 53) 「〔諸屋敷之義=付聞書手前心得之書留〕」（『重宝録』一、東京都政策報道室都民の声部情報公開課版第1、2000年、83-85頁）。なお町並屋敷とは「地方御支配并町御奉行様御支配、右両御支配=而」とあるように、一般的には代官と町奉行の両支配の下にある屋敷地を指したが、「尤地方御一方之御支配之節も、町屋舗並之家作等御免有之候義=付、御一方之御支配之節茂町並屋舗与申候」とあり、町奉行支配になる前から町並屋敷と呼ばれたことが知られる。
- 54) 「正宝事録」（『江戸町触集成』第3巻、塙書房、1995年、4721）。
- 55) 但し、猿江町と上・下大島町の町奉行支配への編入年代は、『新編武蔵風土記稿』卷之二十五（雄山閣版第2巻、52-53頁）に拠る。
- 56) 『御触書寛保集成』（岩波書店、1934年、1315）。
- 57) 『新編武蔵風土記稿』卷之二十二（雄山閣版第2巻、12-13頁）。
- 58) 中之郷の各町と上・下大島町の文政期の石高は不明であるが、後者については「〔大島村は〕<sup>(反)</sup>段別二十町七<sup>(反)</sup>段九畝五歩の地なり、此内小名木川の北岸に添たる地、<sup>(反)</sup>段別九町五<sup>(反)</sup>段七畝六歩は、上大島町、下大島町と唱ふ」（『新編武蔵風土記稿』卷之二十五、雄山閣版第2巻、52-53頁）とあり、両町の反別は大島村の一部であったことが確認できる。
- 59) 隅田川以西の江戸の町が本所に移転したことについては、『墨田区史』（1959・1978年、前掲1）、黒木・菊池論文（前掲26）において指摘されている。
- 60) 本所奉行については、第1節、及び『墨田区史』（1959・1978年、前掲1）参照。
- 61) 南論文（前掲9）。日付は『本所深川御用留』（後掲62）参照。
- 62) 『本所深川御用留』（国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、806-102）。後掲の〔史料1〕も同史料に拠る。本史料、及び『本所方勤方帳』（後掲63）と『地所調書留』（後掲79）の表紙には「鞘番所」の黒印が押されているが、「鞘番所」は、本所奉行の職掌を引き継いだ町奉行所〔の本所方〕が、その事務を行った本所一ツ目の役所である（西尾十四三編「旧幕府引継書類目録」二『社会経済史学』第2巻第8号、1932年）。この役所は幕府の鯨船二艘を格納した鯨船鞘の後方にあり、「両御組与力方、本所掛有之、御下役御同心三人宛有之、並本所道役之者、本所深川内御用向御調物等有之候節、町役人共呼出、其外本所附町屋舗上納地代金等月々取立候節、御出役有之候、且最寄出火等有之候節は御奉行様被為入候事」とあるように、町奉行所の本所方の与力・同心らが本所・深川に関わる諸業務を行った（『御府内備考』卷之百十一、雄山閣版第5巻、63-64頁）。
- 63) 「本所方勤方之義申上候書付」（『本所方勤方帳』国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、809-15）。
- 64) 『本所深川御用留』（前掲62）。
- 65) 「新板江戸外絵図（深川本庄浅草）」（『集約江戸絵図』上巻、中央公論美術出版、1963年、62-63頁）。
- 66) なお本所元町は、本所開発の中断を受けて貞享元年に代官支配に戻り、正徳3年に再び町奉行支配となった。年貢を負担する町の中で、寛文期に町奉行支配となったことが確認できるのは同町のみである。
- 67) 『御府内備考』卷之百二十八（雄山閣版第6巻、18頁）。
- 68) 三浦論文（前掲6）の第1表には、江戸の伝馬町・国役町に関する、諸役の負担者や成立年代などがまとめられているが、この表の中に〔表4〕の古町が含まれていないことから、徳右衛門町が負担した「御役」は公役に相当すると判断した。
- 69) 幸田著書（前掲3）。
- 70) 「正宝事録」（『江戸町触集成』第4巻、5803）。
- 71) 「柳営日次記」・「武江年表」など（前掲35）。
- 72) 「正宝事録」（『江戸町触集成』第2巻、3649）。
- 73) 元木場町・築地町組合については、『御府内備考』卷之百十八・百二十（雄山閣版第5巻、186-187頁・218-219頁）。なお「築地町方より当組合〔元木場町〕=相成候分<sub>茂</sub>有之候」、「元木場町方より当組

- 合〔築地町〕=相成候分、伊勢崎町・一色町・平野町=御座候」とあるように、所属する組合が変わった町も存在した。
- 74) 『御府内備考』卷之百十八（雄山閣版第5巻、196頁）。
- 75) 「乍恐以書附奉願候覚（一色町沽券状）」（『萬用集』東京水産大学附属図書館所蔵、羽原文庫、原文書134）。
- 76) 三浦論文（前掲6）。
- 77) 「（本所深川絵図）」（前掲11）。
- 78) 『寛永録』四、64-69頁。引用した触書からは「其村々」を特定することはできないが、同日には、大貫光豊から「武蔵国葛飾郡村」の名主・組頭・惣百姓へ触書が出されたことから、「其村々」を「武蔵国葛飾郡〔の〕村々」と解釈した。なお代官の伊奈忠尊の失脚については、竹内誠「関東郡代伊奈忠尊の失脚とその歴史的意義」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和41年度、1967年）、太田尚宏「幕府代官伊奈氏の貸付金政策と家中騒動」（同第36号、2002年）などを参照。
- 79) 『地所調書留』（国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、809-10）。
- 80) なお本図には、高札場も示されているほか、武家屋敷の箇所には多くの貼紙が付され、本図の完成後における武家屋敷の所持者の変更が詳細に把握されたことも窺える。
- 81) 武士の屋敷地については、例えば「本所南絵図」の小名木川沿いに存在した「土屋但馬守〔英直・土浦藩主〕」の屋敷地は「拝領下屋敷」であり（『諸向地面取調書』第三冊『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第14巻、汲古書院、1982年、153頁）、本図では白色（拝領屋敷）であるが、「深川南絵図」では「松平〔前田〕加賀守〔齊広・金沢藩主〕」が深川黒江町に所持した「町並御年貢地」である「抱屋敷」は（『御府内備考』卷之百十五、雄山閣版第5巻、132頁）、桃色（年貢地）であり、年貢地とされた武士の屋敷地は抱屋敷であったことが確認できる。
- 82) なお本所・深川には、年貢・公役を負担する町のほかに、寺社門前・境内の町屋が存在し、これらの町の多くは延享2年（1745）に町奉行支配となったことが知られている（幸田著書、前掲3、南論文、前掲9）。これらの町は「永代寺江地子金差出申候」（永代寺門前町）、「靈岸寺江人足差出候」（靈岸寺門前町）などがあるように、寺社に対して地代金や人足などを負担したが、「何之御役<sup>(勤)</sup>相勤不申候」（南本所大徳院門前）、「公役銀相勤不申候」（本所永隆寺門前）とある通り、原則的に幕府に対する負担をつとめなかったことが知られる（『安永三年 小間附 北方南方町鑑』上・下、東京都情報連絡室情報公開部都民情報課、1990年）。このような門前町に関する分析は、今後の課題とする。